

奈良県告示第二十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、長安寺土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和六年四月三十日

奈良県知事 山下 真

一 退任役員の役名、氏名及び住所

役名	氏名	住所
理事	中津 義二	大和郡山市長安寺町三二三
〃	中津 榎男	〃
〃	中津 有史	三四七
〃	中川 新	四三二
〃	橋口 正晴	四二一
監事	中津 甚之丞	三二六
〃	三浦 裕一	三八九一

二 就任役員の役名、氏名及び住所

役名	氏名	住所
理事	中津 義二	大和郡山市長安寺町三二三
〃	中津 榎男	〃
〃	中津 有史	三四七
〃	宮西 義文	三五九
〃	橋口 正晴	四二一
監事	堀部 恒司	三四六一
〃	三浦 裕一	三八九一